

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令に関する意見公募手続の結果について

令和5年12月28日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報経済課

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」について、令和5年11月16日から同年12月15日まで意見公募手続を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

(なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。)

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	受付締切日時の「2023年12月15日0時0分」は「2023年12月16日0時0分」の誤記ではないか？	e-gov上の受付締切日時に誤りがあったため、11月17日に修正致しました。
2	「標識によって行うこととされている掲示をウェブサイトにも掲載する等の所要の改正」についての「自ら管理するウェブサイトの有していない場合」という記載において、「自ら管理する」とはどのようなことを指しているか。 また、「標識によって行うこととされている掲示」の対象を「ウェブサイト」のみでなく、LinkedIn、Facebook、Instagram、Twitter、Lineなどにも拡大すべき。	自ら管理するウェブサイトとは、自社ウェブサイト（本社のウェブサイト）や、管理・運営を他者に委託しているようなウェブサイト（自らウェブサイトを管理・運営する場合と同様に、当該事業者等のウェブサイトであることが明示されており、また、一般の消費者・利用者が容易にアクセス可能であり、かつ、当該事業者等による適時の更新や確認が可能であり、情報の正確性が担保できるといった条件を満たす場合）が該当します。 具体的なインターネットでの公表方法について、一般論として、現在サービスとして存在しているSNS等の中には、すべての情報の閲覧のためにはアカウントの作成が必要であったり、タイムラインが随時更新され、過去に掲載された情報を見つけるのが困難であったりするものもあり、一般の消費者・利用者が容易にアクセスできることや、事業者等による適時の更新や確認が可能であり、情報の正確性が担保できることといった要件が満たされないことが想定されることから、原則としては事業者等が自ら管理するウェブサイトへの掲載を想定しております。
3	手続きのオンライン化によるリスク対策が不十分な状況で、記録媒体の使用	申請や届出に関するフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しにあたって

	<p>を削除するのは、以下2点から懸念がある。</p> <p>1. 外国にあるサーバーを経由したクラウドサービスを利用することによる情報流出の脆弱性</p> <p>2. クラウドサービスを悪用した、会社や我が国と組織と別の外国組織から、会社従業員や派遣スタッフへのコントロール</p> <p>手続きのオンライン化によるリスク対策をすべき。</p>	<p>は、法令上、フロッピーディスクのような旧式の媒体によることが求められる状態を排し、またオンラインによることも可能とする形での改正を行っております。電磁的記録媒体の使用について妨げるものではございません。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。</p>
4	<p>採石法施行規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則についてある一定の条件のもとでウェブサイトの掲載を義務付ける改正を行うのであれば、電気工事業の標識の掲示についても法律及び施行規則の改正を行い、並びをそろえるべき</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）に基づき、採石法は第33条の15において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は第7条において、標識の掲示等については、自動公衆送信による公衆の閲覧に供することも含め、事業者はその義務が課されており、今般の省令改正案は、当該法律の範囲内で規定させていただいております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>クラウドサービスや電磁的記録媒体の利用に関して安全性についての配慮をすべき。</p>	<p>政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組み（令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、政府機関等（サイバーセキュリティ基本法に定める国の行政機関、独立行政法人及び指定法人）がクラウドサービスをする際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度」に定められたセキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウドサービスから、調達を行うことを原則としております。また、弊省でUSBメモリを使用する際は、端末等の不正プログラム感染、盗難・紛失による情報漏えい、バックドアの埋め込み等のサプライチェーン・リスク等の脅威に対抗するため、代替手段がない場合に限り、所属課室長の許可を得た上で、弊省公用USBメモリのみを使用しております。</p>

		いただいたご意見も踏まえ、今後も引き続きセキュリティ対策に万全を期して参ります。
--	--	--